令和６年度 第１回足立区立図書館協議会

令和６年８月２３日(金)午前１０時００分
足立区生涯学習センター　研修室１

―― 次　第 ――

１　委嘱状の交付

２　委員の紹介

３　議長・副議長の選任

４　諮問

５　事務局からの説明・質疑応答

（１）足立区の図書館について

（２）図書館サービスデザインアクションプランについて

６　その他（事務連絡）

【配布資料】

資料１	足立区立図書館協議会委員名簿
資料２	足立区の図書館について
資料３	図書館サービスデザインアクションプラン骨子（案）
資料４	足立区立図書館条例
資料５	足立区立図書館協議会運営規則
参考資料１	足立区読書活動推進計画
参考資料２	足立区の図書館（令和４年度事業報告書）

資料1

足立区立図書館協議会委員名簿

任期　令和６年８月１日から令和８年７月３１日まで

	氏　名	職歴等
1	大串　夏身	昭和女子大学名誉教授（図書館情報学）
2	豊田　恭子	東京農業大学教授（学術情報課程）
3	原田　隆史	同志社大学教授（図書館情報学）
4	藤田　利江	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
5	圷　　直孝	「あだち絵本シアター」事業協賛企業関係者
6	浅野　有美	区民（大学生）
7	芦川　珠美	足立区社会教育委員
8	小林　野渉	ＮＰＯ法人横浜コミュニティデザイン・ラボ ＹＡＤＯＫＡＲＩ株式会社（あやセンター委託事業者）
9	髙橋　妙子	読み語りボランティアグループ代表
10	塚本　祐士	絵本作家
11	戸部　明男	足立区視力障害者福祉協会会長
12	檜垣　由紀	区民（郷土博物館展示解説ボランティア博友会会長）
13	三浦　昌恵	ＮＰＯ法人子育てパレット代表理事
14	菊入　伸二	足立区立青井中学校校長
15	田中　岳晴	足立区立東加平小学校校長

資料2

第1回 足立区立図書館協議会 説明資料

足立区の図書館について

令和6年8月23日（金）

足立区立中央図書館

本日お話ししたいこと

１　足立区の図書館、図書受渡窓口

２　足立区立図書館の統計

３　梅田八丁目複合施設

1　足立区の図書館、図書受渡窓口

① 「足立区立図書館条例」に基づき、15の図書館を設置

② 駅付近の公共施設など身近な場所で予約資料の受取や資料の返却ができる「図書受渡窓口」を7か所に設置

③ 区立図書館および図書受渡窓口概要は、参考資料2『足立区の図書館 令和4年度事業報告書』p.51、52のとおり

④ 中央図書館は、窓口業務など一部の業務を外部委託

⑤ 地域図書館14館には、指定管理者制度を導入

1　足立区の図書館、図書受渡窓口

図書館		図書館以外
中央図書館 （1館）	地域図書館 （14館）	図書受渡窓口 （7か所）
貸出・返却、図書整理等の基本的業務のほか、次の中心館固有の業務を行う ① 区立図書館全体の方針決定 ② 図書館システムの維持管理 ③ 一括選書　　など	貸出・返却、図書整理等を中心とした地域の身近な図書館	駅付近の公共施設など身近な場所で予約資料の受取や資料の返却ができる窓口
区職員及び委託事業者による運営	指定管理者による運営	委託事業者または指定管理者による運営（施設により異なる）

1　足立区の図書館、図書受渡窓口

図書館15館、図書受渡窓口7か所を区内全域に配置

（『足立区の図書館 令和4年度事業報告書』51,52ページ）

Ⅰ　足立区の図書館、図書受渡窓口

■近年の主な取り組み

（1）セルフサービスの充実

（2）電子書籍貸出サービスの導入

（3）商業施設内への返却用ブックポストの設置

Ⅰ　足立区の図書館、図書受渡窓口

（1）セルフサービスの充実

　蔵書へのICタグ貼り付けと、自動貸出機・自動返却機の全館への導入を行い、カウンターに行かずに貸出手続きが可能

自動貸出機

自動返却機

Ⅰ　足立区の図書館、図書受渡窓口

（2）電子書籍貸出サービス（あだち電子図書館）

（『足立区の図書館 令和4年度事業報告書』32,33ページ）

　自宅や外出先等から、利用者自身のパソコンやスマートフォンで「いつでも・どこでも・気軽に」読書を楽しめるように

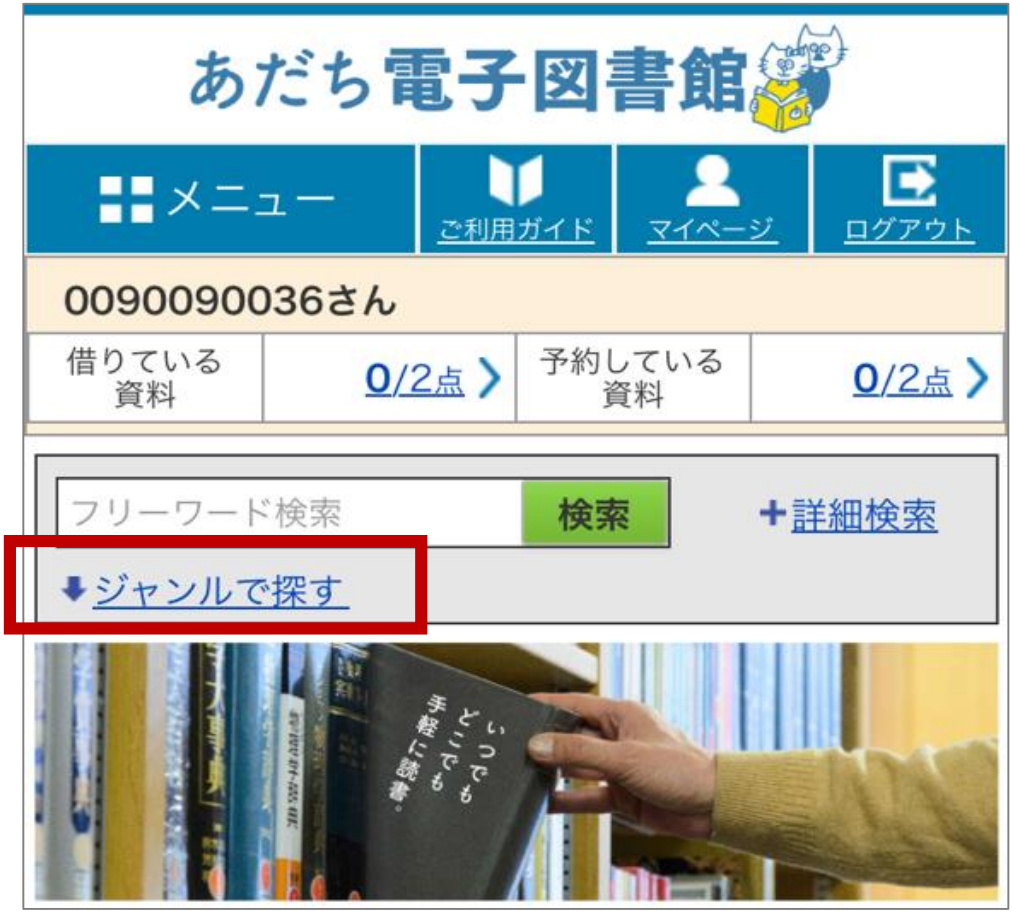

Ⅰ 足立区の図書館、図書受渡窓口

(3) 商業施設内への返却用ブックポストの設置

買い物や通勤、通学の途中など、図書館に寄らなくても本の返却ができるように、生活動線上に新たにブックポストを設置

駅近くの商業施設にご協力いただき、返却用ブックポストを設置

【設置施設・運用時間】

施設名	運用時間
アリオ西新井	午前10時から 午後9時まで
ポンテポルタ千住	午前10時から 午後10時まで
ライフ扇大橋駅前店	午前9時30分から 午後0時まで

ポンテポルタ千住に設置したブックポスト

1　足立区の図書館、図書受渡窓口

直近1か月で図書館に行った区民は約13%（約8人に1人）に留まっている。

行動状況分析

① 読書に関わる行動がある方は、約8割程度

② 読書に関わる行動のうち、最も多いのは「本を読む」

③「図書館に行く」行動をとった方は、約13%（約8人に1人）

直近1か月の読書に関わる行動状況

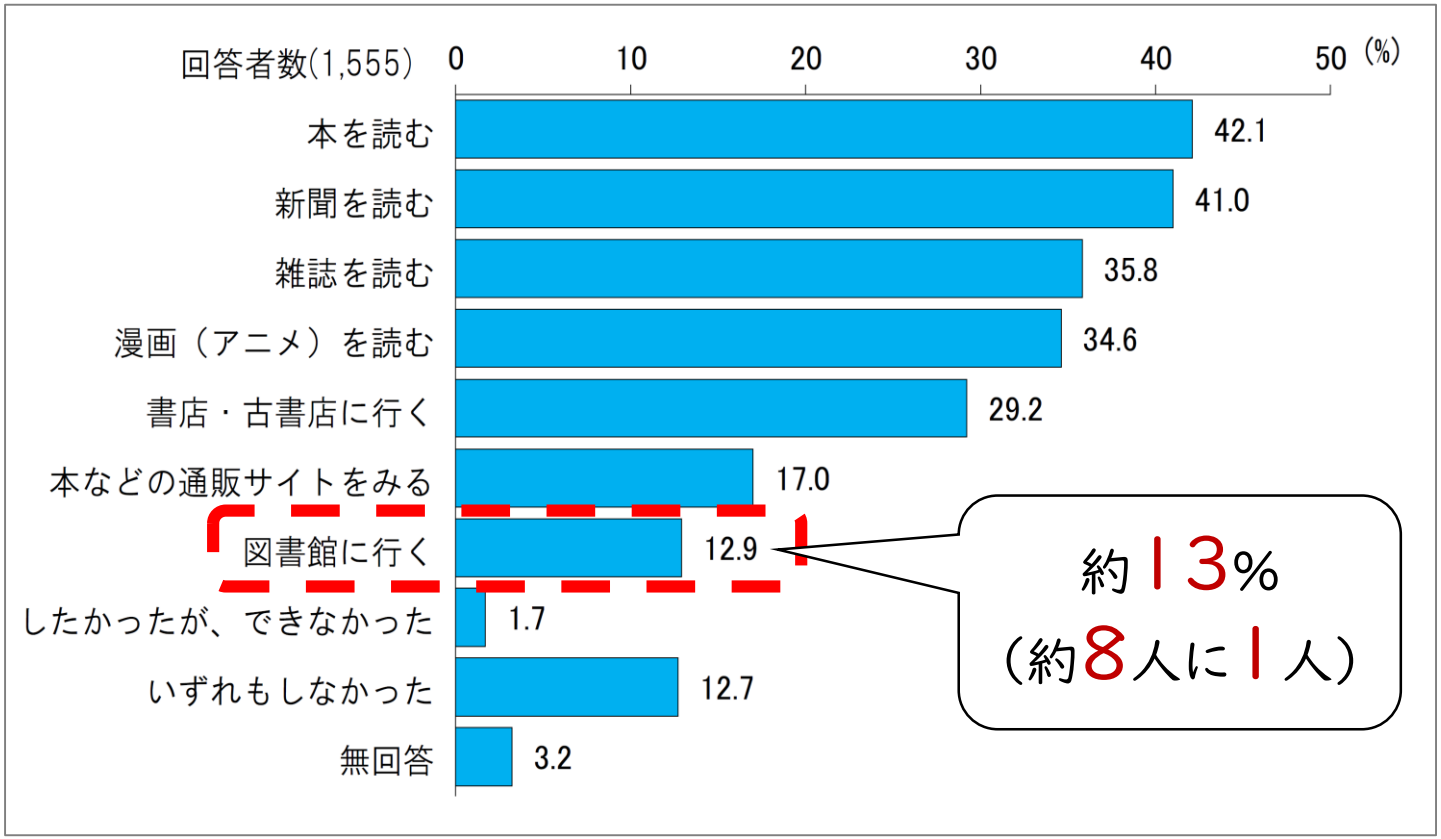

令和5年度「第52回 足立区政に関する世論調査」結果より

2 足立区立図書館の統計

■足立区立図書館の令和5年度の主な実績

個人貸出数	2,769,053点	住民1人あたり 個人貸出数	約4.0点	自動貸出機 稼働率（貸出に 占める割合）	中央館 29.5% 地域館 25.9%
図書数	1,471,024冊	住民1人あたり 所蔵資料数	約2.1点	雑誌・新聞	雑誌 662種 新聞 38種
登録者	登録者数 158,882人 登録率 約22.9%	入館者数 （1日平均）	中央館 約1,457人 地域館 約431人	オンライン データベース	5種
イベントの 実施回数	児童向け 1,320回開催 19,263人参加	インターネット 閲覧端末の 利用人数	6,050人	障がい者 サービスの 利用回数	宅配 311回
商業施設内 ブックポスト 返却数 （1日平均）	アリオ西新井 約42.5点 ポンテポルタ千住 約26.2点 ライフ扇大橋駅前店 約8.8点	レファレンス件数	36,603件	電子書籍貸出数	28,323点

2　足立区立図書館の統計

■過去5年間の図書館利用の推移

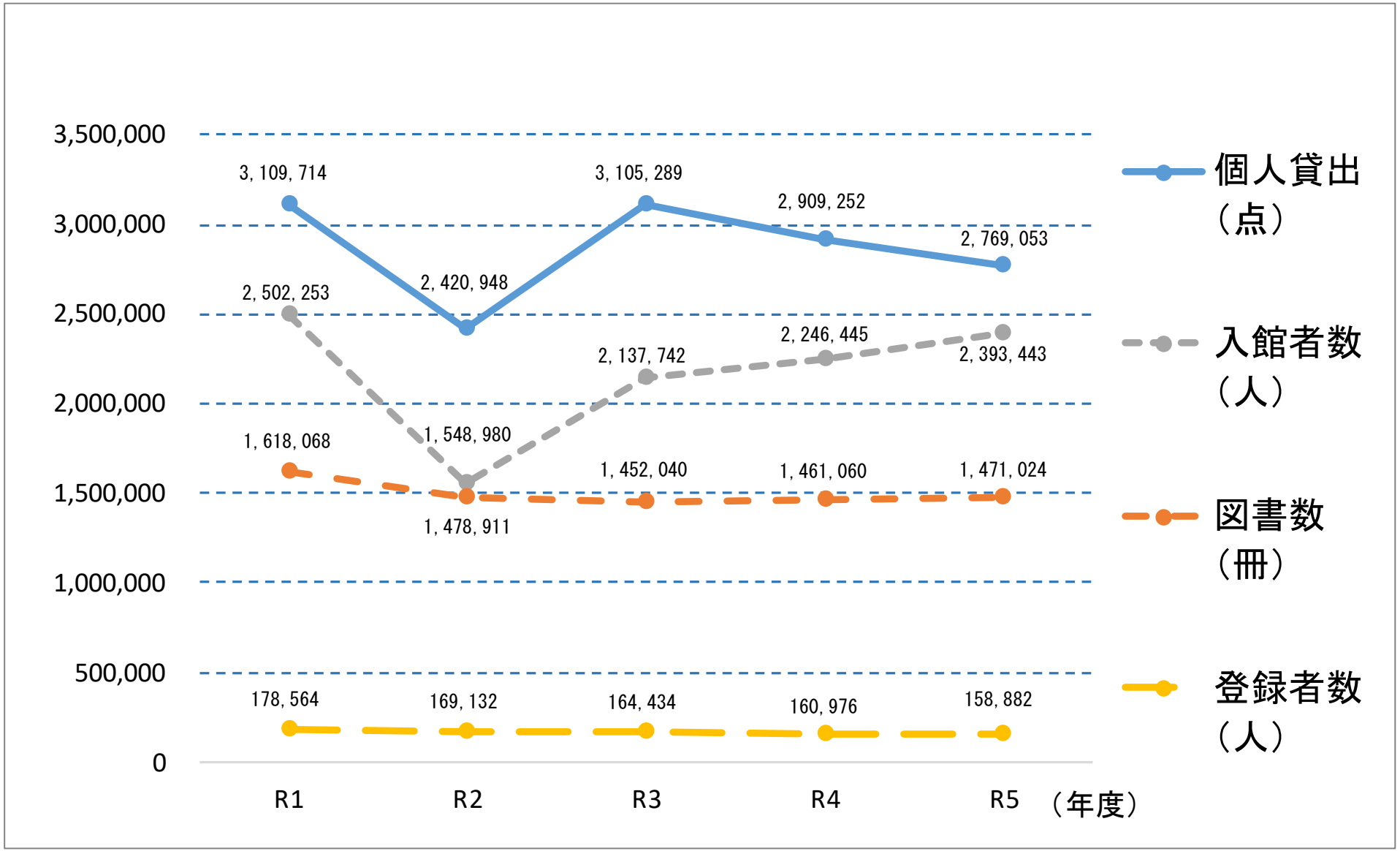

2 足立区立図書館の統計

■主な指標の22区の比較

（『足立区の図書館 令和4年度事業報告書』28ページ）

図書館数 15館 （3位） 1館あたりの区面積 3.6k㎡ （18位）	個人貸出数 2,909,252冊 （13位） 区民1人あたり貸出冊数 4.2冊 （23位）	図書数 1,461,060点 （8位） 区民1人あたり図書数 2.1点 （21位）
年間資料費 164,380千円 （6位） 区民1人あたり資料費 237.8円 （19位）	入館者数 2,246,445人 （7位） 区民1人あたり入館回数 3.2回 （19位）	登録者数 160,976人 （8位） 人口に占める登録者割合 23.3% （20位）

（）内は23区内の順位

「令和5年度　東京都公立図書館調査」より（令和4年度の統計）

3 梅田八丁目複合施設

東京都から取得した土地に老朽化した「梅田図書館」を移転し、新たなコンセプトを持つ図書館として整備するとともに、同じく老朽化の進む「NPO活動支援センター」「子育てサロン関原」を集約して、新たに生まれる複合施設

足立区立梅田図書館

昭和43年度建築（築53年）

足立区NPO活動支援センター
（梅田図書館と同じ建物内）

昭和43年度建築（築53年）

子育てサロン関原

昭和41年度建築（築55年）

3 梅田八丁目複合施設

3 梅田八丁目複合施設

3つの施設が連携するための視点を「子ども」「居場所」「つながり」と定め、あらゆる世代の方が利用しやすい、充実した施設を目指す

連携のための3つの視点

子ども

読書推進活動の拠点として

居場所

あらゆる世代が安心して滞在

つながり

協働・協創の視点で多様な主体が連携

3 梅田八丁目複合施設

「梅田八丁目複合施設基本構想・基本計画」（令和4年3月策定）より

３ 梅田八丁目複合施設

【複合施設の整備スケジュール（予定）】

令和5～7年度　基本設計及び実施設計

令和7～9年度　建築工事

令和10年1月　施設開館

資料3

令和６年８月２３日

「図書館サービスデザインアクションプラン」骨子（案）

ミッション

地域の生活や暮らしに役立つ図書館

目指す姿

全体の方針

より多くの区民に利用されるよう「本を読まない人」も来館する図書館を目指す

空間

一人でもグループでも居心地よく滞在できる居場所・閲覧空間

つながり

利用者同士の交流や地域のコミュニティが育まれるようなイベントやしかけ

本との出会い

子どもにも大人にも、「思いがけない本との出会い」を創出する選書・棚づくり

現状

現状１

「平成前期」の図書館に留まっている

「普段から本を読む人」「本が好きな人」に図書館資料を提供することを主要コンセプトとして設定している

現状２

一部の方にとって来館のハードルが高い

図書館利用者は全区民の約２割に留まるうえ、それら従来の利用者は静かな環境を求めており、親子連れやグループで利用したい人との間に摩擦が生じている

現状３

「本を読みたくなる演出」が乏しい

開架冊数を増やすために、棚に隙間なく図書が配架されている

アクション

アクション１ コンセプト

新たな図書館のコンセプト（目指す姿）の確立 【令和６年度】

アクション２ 人材育成

新たなサービスの担い手を育成するための人事制度の確立と研修の実施 【令和６年度～】

アクション３ 業務効率化

新たなサービスを実施するマンパワーを創出するための業務効率化 【令和６年度～】

アクション４ サービスの見直し

新たなコンセプトに合わせたサービスの計画および実施 【令和７年度～】

アクション５ 選書基準の見直し

新たなコンセプトに合わせた選書基準の見直し 【令和７年度～】

アクション６ ゾーニング

施設改修を契機としたゾーニング等のリニューアル（中央館、一部の地域館） 【令和８年度～】

アクション７ 先進的取組

新・梅田図書館での先進的取組を区立図書館全体に展開 【令和１０年度～】

指標

成果指標（中央館）

① 来館者数
② 利用登録者数
③ 貸出冊数
④ 事業参加者数
⑤ 図書館利用満足度

【新規】
（例：居心地がよいと感じる利用者の割合）

成果指標（全体）

① 本を読んだ区民の割合（世論調査）
② 図書館を利用した区民の割合（世論調査）
③ 図書館の利用登録をしている区民の割合

資料4

○足立区立図書館条例

昭和44年３月31日条例第10号

改正

昭和46年条例第８号

昭和48年条例第25号

昭和53年条例第１号

昭和54年条例第26号

昭和56年条例第27号

昭和57年条例第23号

昭和58年条例第75号

昭和59年条例第34号

昭和60年条例第22号

昭和61年条例第47号

昭和62年条例第27号

昭和62年条例第40号

平成５年条例第48号

平成８年条例第22号

平成８年条例第48号

平成11年条例第45号

平成18年６月29日条例第57号

平成18年10月23日条例第66号

平成20年３月28日条例第26号

平成25年３月28日条例第11号

平成27年３月18日条例第12号

平成30年３月28日条例第８号

平成30年10月22日条例第56号

令和元年10月23日条例第43号

令和６年３月28日条例第５号

足立区立図書館条例を公布する。

足立区立図書館条例

東京都足立区立図書館条例（昭和25年足立区条例第７号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　足立区立図書館（以下「図書館」という。）を次のように設置する。

名称		位置
中央館	足立区立中央図書館 （東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口）	足立区千住五丁目13番５号 （足立区千住旭町５番）
地域館	足立区立花畑図書館	足立区花畑四丁目16番８号
	足立区立竹の塚図書館	足立区竹の塚二丁目25番17号
	足立区立やよい図書館	足立区中央本町三丁目15番１号
	足立区立東和図書館	足立区東和三丁目12番９号
	足立区立佐野図書館	足立区佐野二丁目43番５号
	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目３番26号
	足立区立保塚図書館	足立区保塚町７番16号
	足立区立江北図書館	足立区江北三丁目39番４号
	分館　足立区立江南コミュニティ図書館	足立区小台二丁目４番18号
	分館　足立区立新田コミュニティ図書館	足立区新田二丁目２番２号
	足立区立興本図書館	足立区興野一丁目18番38号
	足立区立伊興図書館	足立区伊興二丁目４番22号
	足立区立鹿浜図書館	足立区鹿浜六丁目８番１号
	足立区立梅田図書館	足立区梅田七丁目13番１号

（目的）

第２条　図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。

（事業）

第３条　図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第３条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める事業を実施するものとする。

（１）　別表第１に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。

（２） 総合的な資料案内及び読書相談

（３） 読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催

（４） 他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。

（５） 規則で定める団体登録をした団体への支援

（６） その他図書館の目的達成に必要な付帯事業

（開館時間及び休館日）

第４条 開館時間及び休館日は、別表第２のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、次条第１項の規定により図書館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（指定管理者による管理）

第５条 図書館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

２ 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第６条 前条第１項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

２ 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により図書館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

３ 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第７条 前条第２項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第19条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第８条　指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）　第３条に規定する事業（教育委員会が別に定めるものを除く。）

（２）　施設の維持管理に関する業務

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営に必要と認める業務

（管理の基準）

第９条　指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

２　指定管理者及び図書館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、図書館を利用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復の義務）

第10条　指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第11条　指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者評価委員会への諮問）

第12条　指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

（図書館協議会）

第13条　図書館法第14条第１項の規定に基づき、足立区立中央図書館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について中央図書館長に意見を述べるものとする。

３　協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

４　委員の定数は、15人以内とする。

５　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

６　委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

７　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、昭和44年４月１日から施行する。

付　則（平成11年12月27日条例第45号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

付　則（平成18年６月29日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成18年10月23日条例第66号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第１条の表の改正規定及び第３条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第２条の次に９条を加える改正規定（第４条（同条第２項ただし書を除く。）及び第５条から第７条までに係る部分に限る。）並びに付則の次に２表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付　則（平成20年３月28日条例第26号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成25年３月28日条例第11号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（平成27年３月18日条例第12号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成30年３月28日条例第８号）

この条例は、平成30年４月13日から施行する。

付　則（平成30年10月22日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和元年10月23日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年３月28日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

２　足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第１（第３条関係）

図書館資料	中央館	地域館
図書資料	○	○
録音テープ	○	
その他の視聴覚資料（ビデオテープ、ＣＤ、ＤＶＤ等）	○	○

備考　図書館は、○を付した図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供する。

別表第２（第４条関係）

館	開館時間	休館日
中央館（受渡窓口を除く。）	午前９時から午後８時まで 12月28日及び１月４日は午前９時から午後５時まで	１　12月29日から同月31日まで ２　１月１日から同月３日まで ３　館内整理日　毎月末日（12月を除く。） ただし、３月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 ４　特別整理期間　年間15日以内 ５　館内消毒日　年間２日以内 ６　設備等の保守点検日　年間12日以内
地域館	午前９時から午後８時	１　12月29日から同月31日まで ２　１月１日から同月３日まで

	まで 12月28日及び１月４日は午前９時から午後５時まで	３　館内整理日　毎月末日（12月を除く。） 　ただし、３月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 ４　特別整理期間　年間15日以内 ５　館内消毒日　年間２日以内 ６　設備等の保守点検日　年間６日以内
受渡窓口	午前９時から午後８時まで	１　日曜日 ２　休日 ３　12月29日から同月31日まで ４　１月２日から同月４日まで

資料5

○足立区立図書館協議会運営規則

令和６年３月29日教育委員会規則第３号

足立区立図書館協議会運営規則を公布する。

足立区立図書館協議会運営規則

（趣旨）

第１条　この規則は、足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号。以下「条例」という。）第13条第１項の規定に基づき設置する足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第２条　条例第13条第３項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

（１）　学校教育及び社会教育の関係者　11人以内

（２）　家庭教育の向上に資する活動を行う者　１人以内

（３）　学識経験のある者　３人以内

（議長及び副議長）

第３条　協議会に議長及び副議長各１人を置く。

２　議長及び副議長は、委員の互選により定めるものとし、任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

３　議長は、協議会を主宰する。

４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第４条　協議会は、議長が招集する。

（定足数及び議決）

第５条　協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、足立区立中央図書館が行う。

（委任）

第７条　この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長の承認を得て、中央図書

館長が定める。

付　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。